

令和6年3月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第413号 慰謝料等請求事件

口頭弁論終結日 令和5年12月5日

判 決

5 愛知県春日井市高森台六丁目13番地14

原 告 奥 村 昇 次

同 訴訟代理人弁護士 柴 垣 幹 生

愛知県春日井市瑞穂通二丁目155番地1 シャトー瑞穂203号

被 告 友 松 孝 雄

同 訴訟代理人弁護士 野 浪 正 毅

同 梶 田 晋

主 文

- 10
- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、200万円及びこれに対する令和5年1月4日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

20 第2 事案の概要

- 25
- 1 本件は、愛知県春日井市議会議員（以下、「愛知県」を省略する。）であり、春日井市議会の会派の1つである春日井市議会自由クラブ（以下、「自由クラブ」という。）に所属していた原告が、春日井市議会議員であり、自由クラブの団長を務めていた被告に対し、①被告が落ち度のない原告を一方向的に非難し謝罪を要求したこと、及び原告に対し自主退団か除名処分を受けるかを選択させ、原告の意に沿わずに自由クラブを退団させたことがハラスメント行為に当たる

として、②被告が自由クラブの規約に違反して恣意的に原告を自由クラブから除名処分としたことにより、原告の名誉を毀損したとして、不法行為に基づき、慰謝料200万円及びこれに対する不法行為の日である令和5年1月4日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実等

- (1) 原告及び被告は、現職の春日井市議会議員である(乙2)。原告は、平成31年4月21日に春日井市議会議員に当選し、同月から令和2年4月まで及び令和3年4月から令和5年1月4日まで、自由クラブに所属していた(乙6、7、16、争いがない)。被告は、平成7年4月に春日井市議会議員に当選し、現在に至るまで自由クラブに所属しており、過去複数回にわたりその団長を務め、令和4年5月から令和5年1月上旬までの期間も団長の地位にあった(争いがない)。
- (2) 原告は、令和4年12月13日、春日井市議会の議会報原稿の作成者として、議会報委員会に原稿を提出した。原告は、その際、議会報委員会から、提出した原稿の一部修正についての指摘・意見を受け、修正原稿を議会事務局に提出したが、当該原稿の扱いについては議会報委員長が対応することになったという出来事があった。(争いがない)
- (3) 原告と被告は、令和4年12月28日、春日井市庁舎内の自由クラブの部屋で面会し、被告は、その際、原告に対し、議会報に関する事項について口頭で注意ないし非難を行った(争いがない。ただし、その際の被告の言動、程度については争いがある。)
- (4) 令和5年1月4日、春日井市民会館において開催された「新春市名刺交換会」(以下「名刺交換会」という。)の終了後、原告及び被告を含む自由クラブ所属の議員13人が、自由クラブの部屋に集まり、自由クラブの全員会(以下「本件全員会」という。)が開催された(争いがない)。

5 (5) 当時自由クラブの団長であった被告、総務会長であった長縄典夫議員（以下「総務会長」という。）、政務調査会長であった加納満議員（以下「政務調査会長」といい、上記三名を併せて「三役」という。）は、本件全委員会の際、いったん別室に移動して話合いをした上で、原告を当該部屋に呼び寄せ、自由クラブを任意に退団するか除名とされるかを選ぶように求めた。原告は、三役に対し、いずれの選択肢も納得できないので訴訟を起こすと言い、その場を退席した。（争いがない）

10 被告は、その後、他の三役と共に、本件全委員会が行われていた自由クラブの部屋に戻り、自由クラブの所属議員に対し、原告が除名となった旨を伝えた（争いがない。ただし、本件全委員会において原告の除名についての決議が行われたか否かについては争いがある。）。

(6) 原告は、令和5年1月4日付で、自由クラブの所属議員ではなくなり、無会派となった（乙16、17）。

3. 争点及び争点に関する当事者の主張

15 本件における争点は、①令和4年12月28日の発言による被告の不法行為の成否、②原告の自由クラブの除名処分に関する被告の不法行為の成否、③原告の損害である。

(1) 令和4年12月28日の発言による被告の不法行為の成否（争点①）

(原告の主張)

20 ア 原告は、春日井市議会の議会報原稿の作成者として、令和4年12月13日、議会報委員会に議会報原稿を提出したところ、同月15日、議会報委員会から、原稿の一部修正の指摘を受けたため、指摘のとおり原稿を修正して議会事務局に提出した。その後、更に原稿の一部修正意見が出されたため、対応が議会報委員長の判断に委ねられたが、議会事務局の担当者が多忙であったため、議会報委員長への相談が同月27日となっ
25 てしまい、原告担当部分の原稿の内容は確定していないままとなっていた。

なお、被告は、原告が議会で実際には質問していない事項について質問したかのような内容の原稿を作成したと主張するが、原告は春日井市の担当者との間で、原稿に記載したとおりの質疑応答を行った。

イ 被告は、令和4年12月28日、自由クラブの部屋において、原告に対し、原告担当の原稿部分が未確定であることにより、原告が議会報委員長及び議会事務局等の関係者らに迷惑をかけていると非難を浴びせた。そこで、原告は不本意ながら被告に謝罪し、原告の人格や落ち度について非難を続ける被告に対し、「わかりました。」と返事をした。

すると、被告は激昂し、原告に対して執拗に謝罪を要求した上、「7期議員を務めた会社でいうと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ」と発言した。原告は、自由クラブから退団させるのであれば全員会に諮ってほしいと要請したが、被告は「三役のみで1月4日に決定する、その後全員会で報告するが、意見を聴く場ではない」と述べた。

ウ 被告は、春日井市議会議員を7期務めたベテランの議員であり、かつ自由クラブの団長という優越的地位を利用して、議会報原稿について何ら落ち度のない原告を一方的に非難し、執拗に謝罪を要求した上、自由クラブを退団するよう求め、原告は、合理的な理由なく謝罪及び自由クラブからの退団を強要されて人格的尊厳を侵害されたから、被告の上記発言は、パワーハラスメントとして不法行為に該当する。

(被告の主張)

ア 原告は、選挙のため地元市民にアピールをする目的から、議会報の原稿に、議会において自身が質問していない事項についても質問したかのような内容を記載していた。議会報委員長は、議会事務局に対し、上記質問事項に対応する答弁を記載することができるか相談したところ、議会事務局は、現実にされていない質問に対する答弁は存在せず、また、議会で行わ

れなかった質問及び答弁を議会報に記載することはできない旨回答した。

イ 春日井市議会においては、議会報の原稿を作成した議員は、議会報委員長に原稿を提出し、同委員長が議会報委員会として原稿の内容を判断した上で議会事務局に提出することとなっている。しかし、原告は、議会報委員長から原稿の内容についての指摘を受けた後、議会事務局と直接交渉を行ったのであり、原告のかかる行為は、同委員長の立場を無視したルール違反に当たる。

ウ 議会報委員長は、自由クラブの部屋を来訪し、自由クラブの政務調査会長に対し、原告が真実に反する内容を記載した原稿を採用するよう議会事務局に直接要求したことについて一連の経緯を説明し、このようなことでは困るのできちんと対応してほしいと述べた。

政務調査会長から上記の報告を受けた被告は、令和4年12月28日、原告と自由クラブの部屋で会い、事実反する原稿を議会報に掲載させようとしていることで議会報委員長に迷惑をかけていることにつき、「無理を言ってはいけない」と注意し、「委員長と議会事務局に謝っておくように」と述べた。原告は、これに対し、反抗的な口調で突き放すように「わかった」と言い放った。

そこで、被告は、原告に対し、以前にも原告に問題行動があったことに触れ、「今度問題を起こしたときには自由クラブをやめてもらわなければならないと言われたことを忘れたのか」と述べた。

エ 原告は、被告が優越的地位を利用して原告を非難し退会を求めたと主張するが、そもそも市議会議員の間で優越的地位というものはない。また、上記の経緯から、議会報の原稿について原告に落ち度がなかったとはいえないし、被告の発言は原告を不当に非難するものでも、執拗に謝罪・退団を強要するものでもなかった。

したがって、令和4年12月28日における被告の発言は不法行為には

当たらない。

(2) 原告の自由クラブの除名処分に関する被告の不法行為の成否（争点②）

(原告の主張)

5 ア 被告は、令和4年12月29日、前日の原告とのやり取りを踏まえ、自由クラブの総務会長と政務調査会長に電話をかけ、原告をこのまま自由クラブに留まらせることはできないとの意向を確認し、年が明けたら手続を進めることを決定した。令和5年1月4日、名刺交換会が行われた後、午前11時から自由クラブの本件全員会が開催された。自由クラブの三役は、別室で話をした後に原告を別室に呼び、「除名がよいか脱会がよいか2つの選択肢の中から選びなさい。」と述べた。原告は、「全員会に諮ってほしい。」と申し入れたが、被告が「もう決定したことなので意見は言わせない。」と述べたため、原告は「納得できないので訴訟を起こします。」
10 と言って自由クラブの部屋から退席した。

被告は、原告が退席した後、原告以外の自由クラブの所属議員全員の前で、一方的に原告の除名処分を言い渡した。
15

イ 被告が原告に対し自由クラブの別室で「除名がよいか脱会がよいか2つの選択肢の中から選びなさい。」と述べたことは、被告が自由クラブにおいてベテラン議員かつ自由クラブの団長という優越的地位を利用して、自由クラブからの退団という原告の意に反することを強要するものであった
20 ことから、パワーハラスメントに当たる。

ウ 春日井市議会自由クラブ議員団規約（以下、「本件規約」という。）4条1項には、「入団・退団及び除名等の処分は役員会を経て全員会で決定する」との定めがある。役員会とは、団長、総務会長、政務調査会長、会計及び書記の役員5名で組織される会議体であるところ、本件では原告の除名について役員会の決定決議は経られなかった。また、被告は、原告以外
25 以外の自由クラブの所属議員全員の前で原告の除名処分を言い渡したが、全

員会において採決は行われておらず、原告の除名について全員会における決定はされていない。さらに、原告は三役の前で除名か退団かの選択を迫られたものの、弁明の機会を与えられることはなかった。

原告の除名処分に至る一連の経緯は、被告が主導して行った。そして、役員会及び全員会の決定を経ていない点及び原告に弁明の機会を与えていない点は、本件規約に明確に違反する重大な手続違背といえ、被告の行為には違法性が認められる。

原告が自由クラブを退団し無党派となったことは、令和5年1月16日付で春日井市のホームページに記載され、春日井市民が知り得る状況となった。また、原告が自由クラブにおいて除名処分を受けたことについても、他の自由クラブの会員、市議会議員、市当局の職員等から春日井市民に伝播する可能性があった。したがって、原告は、被告が恣意的に行った除名処分により、春日井市議会議員、自由クラブ会員及び政治家として、社会的評価及び社会的名誉並びに尊厳という人格的利益を侵害された。

(被告の主張)

ア 原告は、自由クラブに所属していた令和4年6月頃、自由クラブが支持する立場を表明していた高蔵寺駅北口駅前広場の再整備方針に反対する趣旨のチラシを配布した。そこで、自由クラブの総務会長と政務調査会長は、原告に対し注意をした上で、今度自由クラブの秩序を乱し信用を害する行為があった場合には自由クラブにはいられない旨を伝えたところ、原告は「わかりました。」と述べていた。

イ 被告は、原告が事実と反する内容の原稿を議会報に掲載させようとしていることを知り、令和4年12月28日に原告と会って話をした。翌日、被告は総務会長と政務調査会長に電話をかけ、原告の行為は自由クラブの秩序を乱すものであり、自由クラブのみならず市全体の信用・信頼性を失うものであるとの認識が一致し、原告を自由クラブに留まらせることはで

きないことの合意が取れたことから、年明けから手続を進めることとなった。

ウ 令和5年1月4日の名刺交換会において、原告は、市政功労者として参加していた前春日井市長から、高蔵寺駅北口駅前広場の再整備方針に反対する趣旨のチラシを配布したことにつき叱責を受けた。

同日、自由クラブのメンバーが市庁舎の自由クラブの部屋に移動した後、被告は総務会長と政務調査会長と共に別室に移り、原告を自由クラブに留めることはできないこと、原告に任意の退団の機会を与えることを決定した。被告ら三役は、原告を別室に呼び、原告を自由クラブの一員としておくことはできないことを伝えた上で、政務調査会長が言い分を聞くために「他に言うことはないか」と確認したところ、原告は興奮気味に「なぜ自分が自由クラブを辞めなければならないのか」と言った。そこで、これ以上話してもけんか状態になると判断し、政務調査会長が任意の退団と除名処分のいずれかを選択するよう求めた。

被告は、原告が部屋を出た後、他の三役と共に他の自由クラブのメンバーがいる部屋に入り、本件全員会を開くこと、原告に対し任意の退団を求めたが拒否したので除名せざるを得ないこととなった旨を述べた。その後、質疑を経て採決を行い、全員が異議なしとの意向であったため、原告の除名処分が決定した。

エ 原告に対し自主退団か除名処分かを選択させる発言をしたのは、政務調査会長であり、その内容は、飽くまで選択を求めるものであって退団を強要したとはいえない。したがって、原告の主張するような被告によるパワーハラスメントがあったとは認められない。

オ 本件規約4条1項の「役員会」とは、団長、総務会長及び政務調査会長の三役会のことを指すものであり、事務方である会計と書記は役員会に含まれない。三役会は、名刺交換会の後、原告を自由クラブに留めることは

できないとの決定をしていることから、原告の除名処分は役員会の決定を経たといえる。また、政務調査会長は、原告に意見を述べる機会を与えており、原告がこれに答えずに部屋を出て行ったのであるから、原告は弁明の機会を与えられていた。さらに、被告は、自由クラブの部屋で全員会を開き原告の除名について採決を行って、全員から異議なしとの意向を確認したのであるから、原告の除名処分について全員会における決定が行われたといえる。

したがって、原告の除名処分は所定の手続を経て行われたものであるから、手続違背はないし、除名処分は自由クラブという会派が行ったものであるから、被告個人によって恣意的に行われたものであるともいえない。

加えて、自由クラブは原告を除名するとの決議は行ったが、原告が除名処分を受けた事実を外部に公表したことはなく、自由クラブのメンバーの変更届を提出したにすぎない。したがって、自由クラブ又は被告の行為により、原告が除名処分を受けたことが春日井市民の知り得る状況に置かれたとはいえない。

カ なお、自由クラブは市議会議員会派であり、除名処分は会派内において自由に行われるものであって、会派の自治に委ねられるべきものであるから、裁判所による判断を求める法的利益は存在しない。

(3) 原告の損害（争点③）

(原告の主張)

原告は、合理的な理由なく謝罪及び自由クラブからの退団という不利益を不当に強要されたこと、並びに除名処分を受けたことが広く春日井市民の知るところとなり人格的尊厳を傷つけられたことにより、著しい精神的苦痛を被った。これによる慰謝料は200万円を下らない。

(被告の主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件規約には、以下の規定が定められている。(甲1)

第4条(団員) 1項

本議員団は、前条の目的に賛同する者をもって組織し、入団・退団及び除名等の処分は役員会を経て全員会で決定する。

第5条(役員及び職務) 1項

本議員団に次の役員を置き、全員会において選任する。団長1名 総務会長1名 政務調査会長1名 会計1名 書記1名

第7条(会議)

本議員団は、全員会・役員会(拡大役員会)及び期別会をもって運営する。

第8条1項

本議員団の意思決定は、全員会の議決によるものとし、決定事項は全員が厳守する。

第8条2項

全員会は、必要に応じ団長がこれを招集する。

第8条3項

全員会は、団員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第9条1項

本議員団の役員会(拡大役員会)は、必要に応じ団長がこれを招集する。

(2) 原告は、春日井市議会議員に当選後、自由クラブに所属していたが、令和2年4月に一度自由クラブを退団した(乙5、6)。原告は、その後、令和3年3月に自由クラブへの再入団の申し入れを行い、同年4月に自由クラブに再度所属することとなった(乙7)。

- (3) 自由クラブには、令和4年6月1日の時点で、原告及び被告を含む14人の春日井市議会議員が所属していた(乙3)。
- (4) 春日井市では、高蔵寺駅北口広場を再整備する計画が進められており、令和4年2月22日の第2回春日井市議会定例会において、再整備方針を盛り込んだ一般会計予算が審議され、自由クラブに属する議員はこれに賛成をした(争いが無い)。
- (5) 春日井市は、令和4年5月、「高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針(中間案)」(以下「中間案」という。)を策定し、同年6月3日開催の春日井市議会建設委員会に報告事項として提出された。原告は、同建設委員会において、中間案について質問を行い、一部修正を検討するよう提案した。(甲4、乙11、15、弁論の全趣旨)
- (6) 原告は、令和4年7月に実施された中間案に対するパブリックコメントに合わせて、同年6月頃、「奥村昇次便りです!」と題するチラシ(以下「本件チラシ」という。)を作製し、高蔵寺地域に配布した。本件チラシには、「高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針(中間案)の課題3つ」と題する項目が掲げられ、「①バス停から駅改札口が遠くなる②送迎車のルートが長くなる③送迎車の渋滞が予想される」といった小見出しが記載されていた。(乙8、弁論の全趣旨)。
- (7) 被告は、令和4年2月の上記市議会定例会において、再整備方針を盛り込んだ一般会計予算について自由クラブとして賛成をしており、自由クラブは春日井市の与党会派であったことから、春日井市が策定した中間案についても自由クラブとして全面的に賛成の立場であると理解していたが、同年10月頃、春日井市副市長から、原告が作成した本件チラシを見せられ、原告が中間案に一部異を唱えており、自由クラブの政策的方向性と異なる行動に出ているものと理解した。被告としては、自由クラブ内で中間案に対して賛同できない部分があるのであれば、内部での検討を経てから対外的に態度を表

明すべきであり、原告の本件チラシの公表は問題であると考え、自由クラブの他の三役と相談をし、原告を注意することにした。原告は、同月頃、自由クラブの総務会長と政務調査会長に呼ばれ、市当局から苦情があったとして苦言を呈された。(甲11、乙10、被告本人、弁論の全趣旨)

5. (8) 令和4年12月の春日井市議会における本議会の内容を記載した、令和5年2月号の「かすがい市議会だより」には、原告を質問者、市民安全課担当者を答弁者とする「『自転車安全利用に関する啓発』について」と題する項目があり、質問と答弁の内容が記載されている。原告の質問事項には、「…『自転車が通行可能な歩道』について、一目でわかる標識や道路標示を整備し、自転車、歩行者の安全を守ることを考える。」と記載されているところ、これは原告が本議会において提案として発言した内容である。(甲3、11、乙9、弁論の全趣旨)。

10 (9) 被告は、令和4年12月28日に原告と面会した際、上記本議会に関する議会報原稿の作成過程で議会報委員長に迷惑をかけていることを指摘し、関係者に謝罪をするよう求めた。また、被告は原告に対し、中間案についての原告の行動に触れ、同年10月頃に「今度問題を起こした時には自由クラブを辞めてもらわなければならない」と言われたことを忘れたのか、といった内容を述べた。(甲10、乙10、22、証人加納、原告本人、被告本人)。

15 (10) 令和5年1月4日、名刺交換会の後、自由クラブに所属する市議会議員13名が市庁舎の自由クラブの部屋に入り、本件全員会が開催された。被告は、団長として自由クラブに所属する議員に対し新年の挨拶を行い、休憩時間となった。(前提事実(4)、乙10、22、23、証人加納、証人金澤、被告本人、弁論の全趣旨)

20 被告は、他の三役である政務調査会長及び総務会長と共に別室に移り、原告を除名処分とする必要があること、原告に自主退団の選択肢を与えることを合意した上で、別室に原告を呼び入れた。三役は、原告に対し、議会報の

原稿のことが問題となっており、原告を自由クラブの一員として置いておくことはできないと述べた上で、除名処分を受けるか自主的な退団をするかのいずれかを選択するよう求めた。原告は、本件チラシを配布したことや議会報原稿の確定が遅れたことについて、自分に非がないにもかかわらず、なぜ辞めなければならないのかを問う発言をした後、いずれも認められないから訴訟を起こすとして自由クラブの部屋を退出した。(前提事実(4)、甲10、乙10、22、証人金澤、原告本人、被告本人)

(11) 原告が自由クラブの部屋から退出した後、自由クラブの部屋には、所属議員12人が残っていた(弁論の全趣旨)。

(12) 被告は、令和5年1月4日付で原告が自由クラブの所属議員でなくなった旨の会派届出事項異動届を提出しており、当該書面には同日付で春日井市議会事務局の受付印が押されている(乙16)。これにより原告は、同日付で自由クラブの会派名簿から外され、「無会派」欄に名前が記載されることとなった(乙17)。

また、原告は会派を無会派とする会派所属届を同月16日付で提出しているところ、当該会派所属届の異動年月日の欄には、「令和5年1月」の後に「16」に二重線が書かれ、「4」日と記載されている(乙18)。

2 争点①(令和4年12月28日の発言による被告の不法行為の成否)について

(1) 原告は、令和4年12月28日、被告と自由クラブの部屋で面会した際、被告から議会報の原稿の関係で議会報委員長に迷惑をかけていることを指摘され、関係者に謝罪をするよう求められた上、同年10月に自由クラブの役員から今度問題を起こしたら自由クラブをやめてもらおうと言われていたことを忘れたのかと言われた(前提事実(3)、認定事実(7)、(9))。原告は、同日に被告から受けた発言などがパワーハラスメントとして不法行為に該当すると主張するから、以下、被告によるこれらの発言が不法行為に当たるか否かに

ついて検討する。

5 なお、原告は、同年12月28日、被告から、上記発言以外にも、「7期議員を務めた会社でいうと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ」などと言われたと主張し、これに沿う供述をするとともに、証人梶田も同旨の供述をする。

10 しかし、被告は、上記発言をしたことを否認するところ、証人加納は、その場にいたが上記発言は聞いていないと証言していることに加え、原告及び証人梶田の上記供述ないし証言を裏付ける的確な証拠は見当たらないから、これらを直ちに信用することはできないといわざるを得ず、上記発言を認定することはできない。

15 (2) 原告と被告は共に春日井市の市議会議員であり、自由クラブという同一の会派に所属していた（前提事実(1)）。このように、原告と被告は、共に春日井市民から直接選挙され、負託を受けた代表者であるという点で対等な地位にあり、その年齢や当選回数等には差があったとしても、被告において原告を指導監督するなどといった優越的地位にあったということはできず、より
20 良い市政の実現等の目的のために、相互の政治信条や政治活動等について忌憚のない議論を交わすことが期待され、その必要があったといえる。

25 また、市議会においては、その政治信条を同じくする者が会派を結成し、同調して行動することで、多数決原理の下での政策目標の実現が図られると考えられるから、原告と被告は、政治信条を同じくし、同一の会派として活動を共にしていくことができるかどうかということについても、忌憚のない議論を交わすことが期待され、その必要があったといえる。

30 以上のとおりの市議会議員及び市議会における会派の役割及び機能に照らすと、被告において、原告の政治活動に関して謝罪が相当であると述べたり、自由クラブからの退団が相当であると述べたりしたとしても、これが全く客観的な根拠を欠くものであったり、原告の政治信条とは関係のない原告の人

格そのものを攻撃するものであったり、あるいは殊更に会派の団長としての地位を利用して行われたものであったりするなどの特段の事情が認められない限り、パワーハラスメントとして不法行為に当たるとすることはできないというべきである。

5 (3) そこで、前記(2)の特段の事情が認められるかどうかについて進んで検討すると、原告は、令和4年12月13日に議会報の原稿を提出したが、その後複数回にわたり原稿の修正について指摘を受け（前提事実(2)）、同月27日になっても原稿が確定できないままであったというのであり（弁論の全趣旨）議会報の原稿の関係で、議会報作成の関係者に対し、一定程度の負担をかけていたものといえるのであって、会派として議会事務局との関係を良好に保とうとするのは合理的なことであるから、会派の団長の立場にあった被告が、原告に対し、議会報作成に関し、関係者に迷惑をかけていることを指摘して、謝罪するべきであると発言したことが、全く根拠のないことであったとはいえない。

10
15
20
また、被告が自由クラブからの退団が相当であると述べたことの背景には、原告が高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針の中間案に対して、一部異を唱える本件チラシを市民に配布した行為が存するものとうかがわれるが、これは、与党会派として市当局の立案した政策に対していかなる態度を示すか、いかなる距離感を保つかに関わるものであり、共に同一会派を形成することができるかという問題とも密接に関連するものと理解しうるところであり、これに加えて、議会事務局との摩擦となりかねない事態が生じたとすれば、被告によるこのような発言が、原告の政治的信条とは無関係にその人格そのものを攻撃するものであったとは認められない。

25
さらに、被告は、本件当時、自由クラブの団長を務めていたが、前記説示のとおり、自身が市議会議員を7期務め、会社であれば社長に相当するなど述べた事実は認められないから、被告による前記発言が、自由クラブの団

長としての地位を殊更に利用して行われたものであるということもできない。

以上の検討によれば、被告の言動について、前記(2)の特段の事情があったとは認められないから、当該言動に違法性があったとは認められない。

5 3 争点②（原告の自由クラブの除名処分に関する被告の不法行為の成否）について

(1) 被告を含む自由クラブの三役が、令和5年1月4日、原告に対し自由クラブを任意に退団するか除名とされるか選ぶように求めたことについて

10 原告は、三役から除名と退団の選択を迫られたことが、自由クラブからの退団という原告の意に反することを強要するものであったとして、パワーハラスメントとして不法行為に当たると主張する。

15 この点、原告は、別室に呼ばれた後、三役から自由クラブに置いておくことはできないと言われた上で、除名処分か自主的な退団をするか選択するよう求められている（認定事実(10)）。もっとも、除名処分は、被告や三役が独断で行うことのできるものではなく、自由クラブの全員会における決定を経る必要がある（本件規約4条1項、認定事実(1)）。したがって、原告が三役から求められていた選択は、これを実質的に見ると、除名処分を受けるか自主的に退団するかというものではなく、自主的に退団するかしないかという内容のものにすぎない。そして、原告は、自主的な退団が意に沿わないので
20 あれば、これを選択しないことができたのであるから、三役によるかかる発言は、原告に退団を強要するものであるとはいえず、原告の主張する不法行為は成立しない。

(2) 原告の除名処分について

ア 本件全員会の開催及び全員会における決定について

25 令和5年1月4日の名刺交換会の後、自由クラブの市議会議員は、市庁舎の自由クラブの部屋に集まり、本件全員会を開催した（認定事実(10)）。

その後、休憩時間の間に原告が自由クラブの部屋を退出し、三役が戻った際、自由クラブの部屋には、12名の所属議員が残っていた（認定事実(10)、(11)）。

この時、全員会の再開が宣言されたか否かは明らかではないものの、三役が別室に移る前に全員会は開催されていたのであるから、部屋から退出した原告を除く自由クラブのメンバーが再度部屋に集まった際には、全員会が再開され、開催された状態になっていたことが認められる。そして、全員会は団員の3分の2以上の出席により成立するところ（認定事実(1)、本件規約8条3項）、上記の際、自由クラブの部屋には所属議員14名のうち12名がいたのであるから（認定事実(3)、(11)）、規約上も全員会は成立していたといえる。

全員会において原告の除名処分について採決がされたか否かについては争いがあるところ、証人加納、証人金澤及び被告本人は、部屋にいたメンバーに対し原告の除名処分を諮り、2名から意見が出された上で採決が行われ、全員一致で可決されたとの証言ないし供述をし、同内容の陳述書を提出する。これに対し、証人梶田は、原告の除名処分について意見を求められておらず、賛否を問われたこともないと証言する。しかし、証人梶田は、陳述書においては全員会が開催され、原告の除名処分については被告から一方的に告げられたものであると述べているのに対し、尋問においては全員会の開催はなかったとか、原告を除名するという話が出たかは曖昧であるなどと供述しており、一貫性がない。そのため、証人梶田の供述は、直ちには信用できず、一致している証人加納、証人金澤及び被告の供述を覆す他の証拠もないことから、全員会において原告の除名処分についての意見聴取及び採決が行われ、全会一致で決定されたものであると認められる。

なお、原告は、実際は原告の除名処分は行われていなかったものの、こ

5
れを既成事実化するために後から被告が同日付の会派届出事項異動届を提出したと主張するが、被告の提出した会派届出事項異動届には同日付で春日井市議会事務局の受付印が押されているし（認定事実(12)）、原告が同月16日付で提出した会派所属届の異動年月日が提出日から同月4日に書き直されていること（認定事実(12)）のみをもって、被告による日付の改ざんがあったとは認められない。

したがって、原告の除名処分については、全員会による決定が行われたものであるといえる。

10 イ 被告による手続の主導について

原告は、原告の除名処分は被告個人が主導して行ったものであり、被告個人の不法行為を構成すると主張する。しかし、上述のとおり、原告の除名処分は、自由クラブの全員会を経て行われていることから、自由クラブという団体が行ったものであると認められる。

15 除名処分に至る経緯についても、被告は、政務調査会長及び総務会長と相談の上、除名処分を全員会に諮ることを決定しているし、原告に対し、自主的に自由クラブを退団する機会を与えていることから、被告が独断で原告の除名処分を行ったとはいえない。

20 ウ その他の主張について

原告は、その他、除名処分にあたり意見陳述の機会が与えられていない、役員会が経られていないなどと主張する。

しかし、先述のとおり、原告は三役から自由クラブの別室に呼ばれた際、自由クラブには置いておけないという話を個別にされており、これに対しなぜ辞めなければならないのかと発言したことも認められることから（認定事実(10)）、意見陳述の機会がなかったとはいえない。

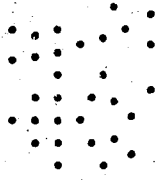
25 また、役員会については、本件規約の記載からはその構成員が必ずしも明らかではないものの、本件規約には、「役員会」とは別に「拡大役員会」

5 があることが規定されており、そうすると、役員会については、会計及び
書記を除く三役をもって構成するものと解する余地が多分にある。そし
て、原告の除名については、三役が話し合いの上で決しており、その後、前
記アのとおり、本件全員会で決定されていることを踏まえれば、手続上の
違法があったとはいえない。

エ 小括

以上より、原告の除名処分にあたり、原告の主張する手続違背及び被告
による違法な処分の主導があったとはいえないことから、被告が原告の主
張する違法な行為を行ったとは認められない。

10 4 よって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない
から棄却することとし、主文のとおり判決する。



名古屋地方裁判所民事第8部

15 裁判長裁判官 西 村 修

20 裁判官 山 岸 秀 彬

25 裁判官 中 村 憧 子

これは正本である。

令和6年3月19日

名古屋地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 赤井 めぐみ

